

1 最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の引上げについて

県発注公共工事の適切な履行と品質確保に加え、引き続き厳しい状況が続いている県内経済や雇用の改善に資するよう、最低制限価格等の設定水準を引上げることといたしました。

スケールメリットや工法等によるコスト削減の可能性を考慮し、工事の規模が小さいほど水準を高くします。

引上げ後の最低制限価格等は、国や他県の状況なども踏まえ、予定価格の概ね85%から90%程度の水準となります。

応札に当たっては、所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で入札してください。

2 実施時期

平成22年2月1日以降に起工（工事実施を決定）する工事の入札から対象としており、引き続き、平成22年度に発注する工事についても対象となります。

対象となる工事については、入札公告の「入札に関する事項」に、対象工事であることを明示しておりましたが、平成22年度に発注する工事については、すべてが対象となるため、入札公告にその旨の明示はしていません。

3 公表

最低制限価格等の設定方法や金額については、従来どおり非公表とします。